

## 吉田町議会出前会議実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉田町議会基本条例（平成26年吉田町条例第9号）第8条第1項の規定に基づき開催する出前会議（以下「会議」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 会議の対象は、町内に在住し、又は在勤する2人以上の者で構成する団体又はグループ（以下「団体等」という。）とする。

(内容)

第3条 会議の議題とする内容は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

- (1) 吉田町議会に関すること。
- (2) 吉田町政に関すること。

(会場及び費用負担)

第4条 会議の会場は、開催を希望する団体等において準備するものとする。

- 2 会議の会場は、町内に限るものとする。
- 3 会議により発生する会場の使用料は、団体等が負担するものとする。

(申込み及び開催の決定)

第5条 会議の開催を希望する団体等は、吉田町議会出前会議申込書（様式第1号）を開催希望日のおおむね1月前までに、吉田町議会議員（以下「議員」という。）又は吉田町議会事務局を介し議長に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 議長は、前項に規定する申込みを受けたときは、議会改革推進会議で審査を行い、開催の可否を決定し、吉田町議会出前会議決定通知書（様式第2号）により速やかに団体等に通知するものとする。
- 3 前項の規定により会議の開催の決定を受けた団体等は、速やかに参加者名簿を議長に提出するものとする。

(議員の派遣及び役割分担)

第6条 会議に派遣する議員（以下「派遣議員」という。）及び会議における役割分担は、議会改革推進会議で協議し決定するものとする。

- 2 派遣議員は、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会からそれぞれ1人以上選出することとする。
- 3 第1項の役割分担は、座長及び記録者とし、会議における質問の答弁は、派遣議員全員で行うものとする。

(会議結果の報告及び公表)

第7条 派遣議員は、会議の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、議長に提出するものとする。

2 議長は、報告書の提出があったときは、速やかに議会改革推進会議を招集し、当該報告書について協議するものとする。

3 議長は、報告書及び前項の協議結果を公表するものとする。  
（会議の公開）

第8条 会議は公開する。ただし、団体等の要望により非公開とすることができる。

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、吉田町傍聴規則（昭和38年吉田町議会規則第2号）に準ずる。  
（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

吉田町議会議長 様

団体等名称 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

吉田町議会出前会議申込書

吉田町議会出前会議実施要領第5条の規定により、下記のとおり出前会議の開催を申し込みます。

記

1 会議の目的 \_\_\_\_\_

2 開催希望日時

第1希望 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

第2希望 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

第3希望 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

3 参加予定人数

\_\_\_\_\_人

4 会場

\_\_\_\_\_ (所在地: \_\_\_\_\_)

5 その他

\_\_\_\_\_

※この申込書は、町議会議員又は議会事務局に提出してください。

※参考資料がある場合は、添付してください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

吉田町議会議長



吉田町議会出前会議決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました吉田町議会出前会議については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 会議の開催 可 ・ 否 （理由： ）
- 2 開催日時  
年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
- 3 会場  
（所在地： ）
- 4 会議の内容
- 5 出席議員
- 6 その他